

来月号から阿蘇市の文化財の連載がスタートします。



文化財保護委員長 渡邊照義

# みんなで護ろう文化財

阿蘇地方に人間生活の痕跡が認められるのは、旧石器時代(今から約3万年前)になります。連綿と続く文化の営み、先人が築いてきた伝統文化や歴史遺産を後世に伝承し保護・啓発していくことは、世界人類の責務といえます。

文化財は、文化財保護法で下記のように定義されております。阿蘇市内には国・県・市指定の有形文化財33件、民俗文化財16件、記念物70件、合計119件が存在します(平成18年5月1日現在)。

阿蘇市文化財保護委員会においても、これら文化財を将来にわたり引き継いでいくため、その価値や意味を広く理解できるよう、積極的に調査・保存・活用に取り組んでいます。その成果として、来月号から本誌面で文化財の連載を始めますので、ぜひご覧ください。

1. 有形文化財 …建造物  
…美術工芸品(絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料等)
2. 無形文化財 …演劇・音楽・工芸技術等
3. 民俗文化財 …無形もの(衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術)  
…有形のもの(上記に用いられる衣服・器具・家具等)
4. 記念物 …遺跡(貝塚・古墳・都城跡・旧宅等)  
…名勝地(庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳等)  
…動物・植物・地質鉱物
5. 文化財景観 …地域における人々の生活又は風土等により形成された景観地(棚田・里山・用水路等)
6. 伝統的建造物群 …周辺の環境と一帯をなして歴史的風致を形成しているもの(宿場町・城下町・農漁村等)

※このほか、土地に埋蔵されている埋蔵文化財や文化財の保存・修理に欠くことのできない文化財保存技術も保護の対象とされています。



▲ 駄原地区



▲ 黒流地区

7月1日駄原地区、7月8日黒流地区で行われた健康教室で、地区推進員が料理を作り参加された皆さんに試食していただきました。

6月に推進員研修会で学んだ「高齢者の低栄養予防」

について、地域の方々にもお伝えしておこうと、地元の野菜を使った「アスパラのクリーム煮」「夏野菜のおろしあえ」「ピーマンの昆布いため」「すまし汁」を準備しました。大変喜んで試食していただきました。その後、森紀子阿蘇支部長が、「食生活指針」について説明し、日ごろの食生活について振り返っていただく良い機会となりました。

お元気ですか

～食生活改善推進員協議会～